

第77号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

記

1 相手方

2 事故の概要

相手方の父親に対し、平成29年7月19日に市立芦屋病院において実施した巨大肝嚢胞の嚢胞壁切除手術時に、嚢胞壁と肝静脈壁が判別困難で出血をきたし、止血困難となり大量出血から死亡に至ったもの。

3 損害賠償額 金42,227,524円